平成29(2017)年度日本医療開発機構研究費
循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策実用化研究事業
公共的な空間におけるタバコ等から生じる有害物質による健康障害の予防法の
開発に関する研究（27310201）

自治体・職域における喫煙対策を推進するための資料

沖縄県庁の喫煙コーナー（2016年7月、移設）

【内容】

資料1：わが国の受動喫煙防止に関する指針・ガイドライン・法律・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
資料2：都道府県庁の建物内禁煙の経時変化、平成19(2007) ～29(2017)年度・・・・・・・ 2
資料3：都道府県庁、県庁所在市、23特別区、政令市の禁煙状況（2018年3月時点）・・・ 4
資料4：官公庁の喫煙対策の良好事例（グッドプラクティス）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
資料5：加熱式タバコの使用状況に関する調査結果 （ポスター発表） ・・・・・・・・・・・・・・ 9
資料6：厚生労働省「望まない受動喫煙」対策の基本的考え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
資料7： 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

平成30(2018)年3月15日作成
産業医科大学　産業生態科学研究所　健康開発科学研究室
教授：大和　浩、講師：道下　竜馬、助教：姜　英

【背景】世界保健機関（WHO）は、「本人の喫煙だけでなく受動喫煙が世界的規模で健康、社会、経済及び環境に及ぼす破壊的な影響について、・・中略・・・死亡、疾病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明され・・・」として、全世界で表1に示す包括的な喫煙対策として「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（Framework Convention on Tobacco Control: FCTC）」を提唱し、推進している。

表1. 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」

第5条　一般的義務（第3項：タバコ規制に関する公衆衛生施策をタバコ産業から保護すること）
第6条　タバコの課税及び価格政策の実施
第8条　受動喫煙からの保護
第9条　タバコ製品の含有物の規制
第10条　タバコ製品の情報開示
第11条　タバコ製品の包装とラベルにリスクを明記
第12条　教育，情報の伝達，訓練，啓発
第13条　タバコ広告，販売促進，スポンサーシップの禁止
第14条　禁煙治療の普及
第15条　タバコの不法取引防止
第16条　未成年への販売と未成年者による販売禁止
第17条　経済的に実行可能な代替活動支援の提供

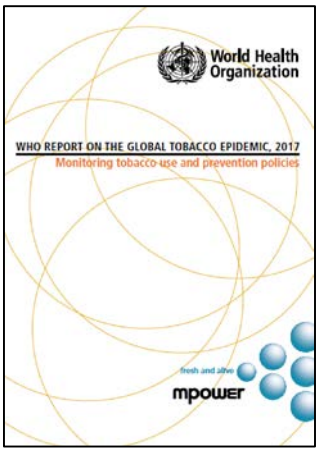

条約の履行状況のモニタリングのために以下の6分野が特定され、その頭文字からMPOWERとして2年おきにまとめられ、WHOのホームページに公開される。

M: Monitor tobacco use and prevention policies（監視する）
P: Protect people from tobacco smoke（受動喫煙から保護する）
O: Offer help to quit tobacco use（禁煙治療を提供する）
W: Warn about the dangers of tobacco（タバコ使用の危険性を警告する）
E: Enforce bans on tobacco advertising, promotion, and sponsorship
（タバコ広告、販売促進、後援活動を禁止する）
R: Raise taxes on tobacco（タバコ税を上げる）

本研究テーマである第8条「受動喫煙からの保護」については、
①医療施設、②小中高校、③大学、④行政機関、⑤事業所（一般企業）、⑥レストラン、⑦バー（居酒屋）　、⑧公共交通機関、の8分野を全面禁煙とする法規制がある国が紺色で示されている。2016年12月までに55か国ですべての屋内を全面禁煙となっている。

アフガニスタン，アルバニア，アルゼンチン，オーストラリア，バルバドス，ブータン，ブルネイ，ブルガリア，ブルキナファソ，カンボジア，カナダ，チャド，チリ，コロンビア，コンゴ，コスタリカ，エクアドル，エルサルバドル，ギリシャ，グアテマラ，ホンジュラス，イラン，アイルランド，ジャマイカ，ラオス，レバノン，リビア，マダガスカル，マルタ，マーシャル諸島，モンゴル，ナミビア，ナウル，ネパール，ニュージーランド，パキスタン，パナマ，パプアニューギニア，ペルー，ルーマニア，ロシア，サウジアラビア，セーシェル，スペイン，スリナム，タイ，トリニダードトバコ，トルコ，トルクメニスタン，イギリス，ウルグアイ，ベネズエラ，ヨルダン川西岸地区・ガザ地区（下線は2015年以降に全面禁煙化された5か国）

資料1. わが国の受動喫煙防止に関する指針・ガイドライン・法律（「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」を含む）2018年3月5日時点

	厚生労働省		人事院	背景・考え方	推奨された対策
	職域（旧労働省、日本産業衛生学会）	公共の場所（旧厚生省）	公務職場		
	労働基準局　安全衛生部 環境改善室	健康局総務課 生活習慣病対策室	勤務条件局		
1992年	「快適職場指針」			・職場の快適性という観点から受動喫煙対策の必要性が初めて取り上げられた	・必要に応じ作業場内に喫煙場所を指定する
1996年	「職場における喫煙対策のためのガイドライン」			・喫煙者と非喫煙者の共存 ・喫煙者の利便性を考え、喫煙場所は執務場所の近くに設置	・喫煙室もしくは喫煙コーナー ・排気装置もしくは空気清浄機を用いる
1997年			「職場における喫煙対策に関する指針」		
2000年		健康日本21		・分煙による非喫煙者の保護	・公共の場や職場での空間分煙の徹底 ・効果の高い空間分煙についての知識の普及
2002年		「分煙効果判定基準策定検討会報告書」		・空間分煙、もしくは、全面禁煙による非喫煙者の保護	・喫煙室に排気装置を設置し、禁煙区域との境界で0.2m/sの一定方向の風速を確保する「一定の要件を満たす喫煙室」を推奨 ・排気装置を設置できない場合のやむを得ない対策として、空気清浄装置を容認
2003年	「職場における喫煙対策のための新ガイドライン」		「職場における喫煙対策に関する新指針」		
	健康増進法第25条、受動喫煙の防止 ・多数の者が利用する施設では、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない				・全面禁煙、もしくは、「一定の要件を満たす喫煙室」
2005年	「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく対策の推進について（基安発第0601001号）」			・受動喫煙を確実に防止する	・十分な対応を行うことが困難な場合には、全面禁煙とすることを勧奨
世界の動き	2005年2月27日、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」が発効 2007年7月、第2回締約国会議、第8条「たばこの煙にさらされることからの保護」に関する政策勧告 →第8条履行のためのガイドライン（2011年） 2014年12月、49か国が法律により飲食店等のサービス産業を含め屋内を全面禁煙化			・受動喫煙は健康を障害する ・喫煙室や空気清浄機の使用では受動喫煙を防止することはできない	・公共施設や一般の事業場だけでなく、サービス産業を含めて建物内を100%全面禁煙とする立法措置を締約国に求めた
2010年	「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会 報告書」（5月26日） ・安全配慮義務と労働者の健康障害防止の観点から義務化することを提案	「受動喫煙防止対策について」（健発0225第2号）（2月25日） ・多数の者が利用する公共的な空間は、原則として全面禁煙であるべき ・少なくとも官公庁と医療機関は全面禁煙		・FCTCを背景とし、受動喫煙防止対策を強化 ・タバコ煙は発がん物質 ・受動喫煙は他者危害 ・受動喫煙の曝露に閾値は存在しない	・全面禁煙、または、「一定の要件を満たす喫煙室」を設置する ・飲食店等については、禁煙等とすることを事業者に一律に求めることは困難、とした ・飲食店等の労働者の受動喫煙への曝露を低減するための換気量の目安をを呈示 ・ニコチン代替製剤や内服薬等による禁煙治療の情報を提供を推奨
	日本産業衛生学会「許容濃度等の勧告」、発がん物質第1群に「タバコ煙」を追加（5月）				
	閣議決定、新成長戦略「2020年までに受動喫煙の無い職場の実現」（6月18日）				
2011年	受動喫煙防止対策助成金制度（10月） ・中小規模の飲食店、旅館業 ・経費の4分の1（上限200万）			・「一定の要件を満たす喫煙室」の設置に助成金	
2012年	閣議決定 「がん対策推進基本計画」（6月8日）、厚生労働大臣告示「健康日本21（第二次）」（7月10日） ・2022年までに成人喫煙率19.5%（2010年）を12%に、未成年者の喫煙率を0%に、妊娠中の喫煙をなくす ・2022年までに受動喫煙を受ける人の割合を行政機関と医療機関では0%にする ・飲食店で「月1回以上」受動喫煙の機会を有する者45%から15%に減らす ・家庭で「毎日」受動喫煙する機会のある人の割合10.7%から3%に減らす			・喫煙による超過死亡数13万人（2007年） ・受動喫煙による超過死亡数6800人（2010年） ・職場で受動喫煙を受けている労働者の割合65%（2009年）→44%（2011年） ・成人喫煙率の低減に関する初めて数値目標を設定	・新成長戦略を踏まえ、特に職場の受動喫煙防止対策を強化 ・飲食店、家庭における受動喫煙防止対策にも数値目標を設定
		健康局長通知「受動喫煙防止対策の徹底について」（健発1029第5号）（10月29日）			
2013年	第12次労働災害防止計画 ・2017年までに職場で受動喫煙を受けている労働者を15%以下にする 受動喫煙防止対策助成金制度の拡大 ・すべての中小企業 ・経費の2分の1（上限200万）			・受動喫煙の健康への有害性の教育啓発 ・飲食店、ホテル・旅館業では換気等により受動喫煙への曝露を低減	
2015年	労働安全衛生法の一部を改正する法律（6月1日施行） ・労働者の受動喫煙を防止するため、適切な措置をこうずることを事業者の努力義務とする				・安全衛生部長通達で具体策の解説（5月15日）において、屋内全面禁煙、空間分煙、または、（飲食店等のサービス産業では）喫煙可能区域を設定した上で適切な換気の実施を具体的に解説
	閣議決定「2020年東京オリンピック競技大会。東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」（11月27日）			・近年の大会開催地における法規制を踏まえ、競技会会場と公共の受動喫煙防止対策を強化することを検討	
2016年	「受動喫煙防止対策強化検討チーム」を結成（座長：内閣官房副長官、1月25日）			★美唄市受動喫煙防止条例が施行（医療施設、教育施設、公共交通機関の車両と駅、官公庁を含む公共施設は敷地内禁煙もしくは施設内禁煙。学校の校門を中心とする100メートル以内の路上又は公園において受動喫煙防止の努力義務）	
		世界禁煙デーイベントにて「受動喫煙による超過死亡1.5万人（国立がん研究センター発表）」を配布（5月31日）			
		「喫煙と健康（いわゆるタバコ白書）」発表（8月）			
		「受動喫煙対策の強化について（たたき台）」をもとにヒヤリング（10～11月）			
2017年	厚生労働省（塩崎恭久大臣）では改正健康増進法（案）を作成したが、国会には上程されなかった				
2018年	「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方			★東京都 「子どもを受動喫煙から守る条例」施行（子どもがいる自宅、自家用車での喫煙自粛、飲食店等の喫煙席への同伴の制限）	
	厚生労働省（加藤勝信大臣）から改正健康増進法（案）が国会に上程される予定				

★：自治体の規制に関する特記事項

資料2:都道府県庁の建物内禁煙化の経時変化

平成15(2003)年の健康増進法により、郵便局や銀行の窓口や多くの公共施設が禁煙化されました。

平成22(2010)年2月に厚生労働省健康局から発出された「受動喫煙防止対策について」は、その2年後の平成24(2012)年10月の「受動喫煙防止対策の徹底について」に引き継がれました

今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性として

・多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきである

・少なくとも官公庁と医療施設においては、全面禁煙とすることが望ましい

と示されたことにより、喫煙室を廃止して屋内を全面禁煙とする地方自治体が増加しました。

健発１０２９第５号
平成２４年１０月２９日

各 ［都道府県知事／保健所設置市長／特別区長］ 殿

厚生労働省健康局長

受動喫煙防止対策の徹底について

健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第２５条に規定された受動喫煙の防止については、別添「受動喫煙防止対策について」（平成２２年２月２５日付け健発０２２５第２号厚生労働省健康局長通知。以下「平成２２年健康局長通知」という。）において、その必要な措置の具体的な内容及び留意点、今後の受動喫煙防止対策の基本的な方向性等を示しているところである。

受動喫煙防止対策については、平成２２年６月１８日に閣議決定された「新成長戦略」では「受動喫煙の無い職場の実現」が目標として設定され、また、平成２４年６月８日に閣議決定された「がん対策推進基本計画」や平成２５年度から開始される「健康日本２１（第二次）」では、受動喫煙に関する数値目標が盛り込まれるなど、これまで以上の受動喫煙防止対策の徹底が求められている。

このような状況を受けて、平成２２年健康局長通知において示した基本的な方向性等を踏まえた受動喫煙防止対策の徹底について、改めて、関係方面への周知及び円滑な運用に御配慮をお願いしたい。

平成19(2007)年以降の47都道府県の禁煙化の推移、および、平成29(2017)年に実施した通算10回目の121の主要な地方自治体の禁煙化の状況を示します。

資料2: 都道府県庁の一般庁舎における禁煙実施状況の変化（2018年3月15日時点）

望ましい変化	未検討 →	検討中 →	禁煙化決定→	建物内禁煙→	敷地内禁煙
望ましくない変化	未検討 →	検討中 →	喫煙場所を残す		

	一般庁舎の禁煙実施状況										禁煙化日	喫煙場所	
	2007年度	2008年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度		屋内	屋外
北海道	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年 4月	なし	喫煙室1
青森県	検討中	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2013年 1月	なし	出入口近傍喫煙コーナー1
岩手県	未検討	未検討	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年 9月	なし	喫煙室1
宮城県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年 7月	なし	隣接しない喫煙コーナー1(来客用) 出入口近傍喫煙コーナー1、屋上1
秋田県	検討中	未検討	建物内禁煙 (試行期間を経て)	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年 9月	なし	テラス・ベランダ2
山形県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年10月	なし	隣接しない屋外喫煙コーナー1
福島県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室1	なし
茨城県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2007年 4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2
栃木県	禁煙化決定	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2009年 7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ1
群馬県	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	検討中	検討中	検討中		喫煙室6	出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ5
埼玉県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2004年 4月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ2、屋上1
千葉県	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年 5月	なし	出入口近傍喫煙コーナー3
東京都	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	禁煙化決定	期日未定	来庁者専用喫煙室5	出入口近傍喫煙コーナー2
神奈川県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年 4月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー0 テラス・ベランダ0、屋上1
新潟県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室15	出入口近傍喫煙コーナー1
富山県	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年11月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2
石川県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	検討中		喫煙室11 (うち来庁者専用2)	なし
福井県	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年10月	なし	隣接しない喫煙コーナー1
山梨県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年 5月	なし	出入口近傍喫煙コーナー3 屋上1
長野県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年 9月	なし	屋外喫煙室1 屋上1
岐阜県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	検討中		喫煙室1	なし
静岡県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	禁煙化決定	2018年4月	喫煙室10 →0(予定)	屋上1→2(予定) 隣接しない喫煙コーナー1(予定)
愛知県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中		喫煙室8 (うち来庁者専用2)	なし
三重県	未検討	未検討	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	2016年 4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー4
滋賀県	検討中	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2009年 4月	なし	隣接しない喫煙コーナー3
京都府	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年10月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1
大阪府	未検討	建物内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	敷地内禁煙	2008年 5月	なし	なし
兵庫県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2007年 4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー5 テラス・ベランダ6
奈良県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年 9月	なし	隣接しない喫煙コーナー2
和歌山県	未検討	未検討	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年 7月	なし	喫煙室4
鳥取県	未検討	未検討	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2012年 1月	なし	喫煙室1 テラス・ベランダ1、屋上1
島根県	未検討	未検討	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年 5月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 屋上0
岡山県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年 9月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 テラス・ベランダ3
広島県	検討中	検討中	検討中	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年10月	なし	出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1
山口県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年 7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー7 テラス・ベランダ7
徳島県	未検討	未検討	検討中	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年 4月	なし	喫煙室1 屋上1
香川県	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2010年 7月	なし	出入口近傍喫煙コーナー3 テラス・ベランダ1、屋上0
愛媛県	未検討	未検討	未検討	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年 4月	なし	出入口近傍喫煙コーナー4
高知県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2005年11月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1、屋上1
福岡県	未検討	未検討	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2011年 4月	なし	隣接しない喫煙コーナー5 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ8
佐賀県	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2003年 5月	なし	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1
長崎県	検討中	検討中	検討中	検討中	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	建物内禁煙	2018年 1月	なし	喫煙室1、屋上喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー0
熊本県	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		喫煙室6 喫煙コーナー5	出入口近傍喫煙コーナー1
大分県	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	検討中	禁煙化決定	禁煙化決定	禁煙化決定	2018年4月	喫煙室1 喫煙コーナー1	屋上2
宮崎県	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	未検討	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		喫煙室5	喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー2
鹿児島県	未検討	未検討	未検討	未検討	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す	喫煙場所を残す		来庁者専用喫煙室1 喫煙コーナー0	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3
沖縄県	未検討	禁煙化決定	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	2008年 4月	なし	隣接しない喫煙コーナー1

青文字：昨年度より数が減少した
赤文字：昨年度より数が増加した

資料3-①　都道府県庁の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2018年3月15日時点）

*禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

禁煙実施状況	喫煙場所
敷地内禁煙（決定）	敷地内禁煙（決定）
建物内禁煙	建物内禁煙
建物内禁煙化決定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	

勤務中の喫煙	公用車の禁煙化	禁煙実施状況	喫煙場所	タバコの販売
		敷地内禁煙（決定）	敷地内禁煙（決定）	
勤務時間中禁煙	すべて禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	なし
禁煙化決定	禁煙化決定	建物内禁煙化決定	会派控え室のみ	
自粛	一般車両は禁煙	検討中	喫煙室	売店／コンビニ
規定なし	規定なし	未検討	喫煙コーナー	自動販売機
		喫煙場所を残す	会議・委員会室、喫茶店	

	問1-1	問2			問5	問6	問10-1	問10-2	問11
	都道府県庁：一般庁舎						議会棟・フロア		
	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	喫煙場所（屋外）	タバコ産業からの提供	勤務中の喫煙禁止	公用車	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	タバコの販売
北海道	建物内禁煙 2008.4.		喫煙室1	灰皿	自粛 2009.6.	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	コンビニ
青森県	建物内禁煙 2013.1.		出入口近傍喫煙コーナー1	灰皿	節度 2013.7.	すべて禁煙	検討中	喫煙室	売店
岩手県	建物内禁煙 2011.9.		喫煙室1		規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	売店
宮城県	建物内禁煙 2010.7.		隣接しない喫煙コーナー1（来客用） 出入口近傍喫煙コーナー1、屋上1		規定なし	すべて禁煙	検討中	喫煙室	コンビニ
秋田県	建物内禁煙 2010.9.		テラス・ベランダ2		規定なし	すべて禁煙	未検討	喫煙室 本庁舎と共用の喫煙場所 議員・会派控室	売店
山形県	建物内禁煙 2005.10.		隣接しない屋外喫煙コーナー1	不明	規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2015.4.		売店 自動販売機
福島県	検討中	喫煙室1	なし		節度 2010.4.	一般公用車は禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	売店 自動販売機
茨城県	建物内禁煙 2007.4.		出入口近傍喫煙コーナー2		自粛	一般公用車は禁煙	建物内禁煙 2015.11.		売店
栃木県	建物内禁煙 2009.7.		出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ1		規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	コンビニ
群馬県	検討中	喫煙室6	出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ5		規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙コーナー 議員・会派控室	売店 自動販売機
埼玉県	建物内禁煙 2004.4.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー2 テラス・ベランダ2、屋上1	灰皿	規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2016.12.		コンビニ
千葉県	建物内禁煙 2011.5.		出入口近傍喫煙コーナー3	灰皿 喫煙場所 2016.11.	節度	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙コーナー 喫煙室	売店
東京都	都条例を見越して、 建物内禁煙化決定（期日未定）	来庁者専用喫煙室5	出入口近傍喫煙コーナー2		自粛	規定なし	都条例を見越して、 建物内禁煙化決定（期日未定）		コンビニ
神奈川県	建物内禁煙 2005.4.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー0 テラス・ベランダ0、屋上1		節度 2008.12.	すべて禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室 （専門区域内）	なし
新潟県	検討中	喫煙室15	出入口近傍喫煙コーナー1	灰皿 喫煙場所 2013.11.	規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室 議員・会派控室	売店 自動販売機
富山県	建物内禁煙 2008.11.		出入口近傍喫煙コーナー2		自粛 2008.11.	すべて禁煙	未検討	喫煙室	売店 自動販売機
石川県	検討中	喫煙室11 （うち来庁者専用2）	なし		規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室 議員・会派控室	売店 自動販売機
福井県	建物内禁煙 2008.10.		隣接しない喫煙コーナー1	喫煙場所 2013.3.	自粛 2015.6.	一般公用車は禁煙	建物内禁煙 2010.4.		売店
山梨県	建物内禁煙 2005.5.		出入口近傍喫煙コーナー3 屋上1	灰皿	規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2008.		売店
長野県	建物内禁煙 2003.9.		屋外喫煙室1 屋上1		勤務時間中禁煙	すべて禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	売店
岐阜県	検討中	喫煙室1	なし		規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	議会喫茶店 （ランチタイムのみ禁煙） 喫煙室	コンビニ
静岡県	建物内禁煙化決定 2018.4.	喫煙室10→0（予定）	屋上1→2（予定） 隣接しない喫煙コーナー1（予定）		節度 2018.1.	すべて禁煙	建物内禁煙化決定 2018.4.		売店、コンビニ 自動販売機 → なし（予定）
愛知県	検討中	喫煙室8 （うち来庁者専用2）	なし		規定なし	一般公用車は禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	売店
三重県	建物内禁煙 2016.4.		出入口近傍喫煙コーナー4		規定なし	すべて禁煙	未検討	喫煙室	コンビニ 自動販売機
滋賀県	建物内禁煙 2009.4.		隣接しない喫煙コーナー3	喫煙場所 2012.7.	自粛 2012.2.	すべて禁煙	建物内禁煙 2012.4.		売店
京都府	建物内禁煙 2008.10.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1		自粛	すべて禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	なし
大阪府	敷地内禁煙 2008.5.		なし		勤務時間中禁煙	すべて禁煙	敷地内禁煙 2011.4.		なし
兵庫県	建物内禁煙 2007.4.		出入口近傍喫煙コーナー5 テラス・ベランダ6		規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2007.4.		売店
奈良県	建物内禁煙 2010.9.		隣接しない喫煙コーナー2		節度 2012.6.	すべて禁煙	建物内禁煙 2010.9.		コンビニ
和歌山県	建物内禁煙 2011.7.		喫煙室4		規定なし	すべて禁煙	検討中	議員・会派控室	売店
鳥取県	建物内禁煙 2012.1.		喫煙室1 テラス・ベランダ1、屋上1		節度 2014.6.	すべて禁煙	建物内禁煙 2012.1.		なし
島根県	建物内禁煙 2011.5.		隣接しない喫煙コーナー1 屋上0		規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2011.11.		なし
岡山県	建物内禁煙 2010.9.		隣接しない喫煙コーナー1 テラス・ベランダ3	灰皿	規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2011.4.		コンビニ
広島県	建物内禁煙 2011.10.		出入口近傍喫煙コーナー2 屋上1		自粛	すべて禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	なし
山口県	建物内禁煙 2003.7.		出入口近傍喫煙コーナー7 テラス・ベランダ7		規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫茶店 議員・会派控室	売店 自動販売機
徳島県	建物内禁煙 2011.4.		喫煙室1 屋上1	灰皿 喫煙場所 2014.6.	規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	売店
香川県	建物内禁煙 2010.7.		出入口近傍喫煙コーナー3 テラス・ベランダ1、屋上0	灰皿	規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙コーナー	売店 自動販売機
愛媛県	建物内禁煙 2011.4.		出入口近傍喫煙コーナー4		規定なし	規定なし	喫煙場所を残す	議員・会派控室	売店 自動販売機
高知県	建物内禁煙 2005.11.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1、屋上1		自粛 2005.10.	すべて禁煙	未検討	喫煙室	売店
福岡県	建物内禁煙 2011.4.		隣接しない喫煙コーナー5 出入口近傍喫煙コーナー1 テラス・ベランダ8		節度 2005.4.	すべて禁煙	未検討	会議室、喫茶店 屋外喫煙コーナー 議員・会派控室	売店
佐賀県	建物内禁煙 2003.5.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1		節度 2001.5.	すべて禁煙	未検討	喫煙室	コンビニ
長崎県	建物内禁煙 2018.1.		喫煙室1、屋上喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー0		規定なし	一般公用車は禁煙	建物内禁煙 2018.1.		売店
熊本県	喫煙場所を残す	喫煙室6 喫煙コーナー5	出入口近傍喫煙コーナー1		規定なし	一般公用車は禁煙	喫煙場所を残す	喫茶店、喫煙コーナー 喫煙室、議員・会派控室	売店
大分県	建物内禁煙化決定 2018.4.	喫煙室1 喫煙コーナー1	屋上2	灰皿	規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙コーナー	コンビニ
宮崎県	喫煙場所を残す	喫煙室5	喫煙室1 出入口近傍喫煙コーナー2		規定なし	すべて禁煙	未検討	喫煙室	売店
鹿児島県	喫煙場所を残す	来庁者専用喫煙室1	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3		節度	すべて禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	売店 自動販売機
沖縄県	建物内禁煙 2008.4.		隣接しない喫煙コーナー1		節度 2015.12.	すべて禁煙	建物内禁煙 2008.4.		なし

青文字：昨年度より数が減少した
赤文字：昨年度より数が増加した

*喫煙場所は喫煙室または喫煙コーナーを指します。

資料3-②　県庁所在市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2018年3月15日時点）

*禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

禁煙実施状況	喫煙場所
敷地内禁煙（決定）	敷地内禁煙（決定）
建物内禁煙	建物内禁煙
建物内禁煙化決定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	

勤務中の喫煙	公用車の禁煙化	禁煙実施状況	喫煙場所	タバコの販売
		敷地内禁煙（決定）	敷地内禁煙（決定）	
勤務時間中禁煙	すべて禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	なし
禁煙化決定	禁煙化決定	建物内禁煙化決定	会派控え室のみ	
自粛	一般車両は禁煙	検討中	喫煙室	売店／コンビニ
規定なし	規定なし	未検討	喫煙コーナー	自動販売機
		喫煙場所を残す	会議・委員会室、喫茶店	

	問1-1	問2			問5	問6	問10-1	問10-2	問11
	県庁所在市：一般庁舎						議会棟・フロア		
	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	喫煙場所（屋外）	タバコ産業からの提供	勤務中の喫煙禁止	公用車	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	タバコの販売
札幌市	検討中	喫煙室7	なし	喫煙場所 2015.3.	自粛 2012.10.	一般公用車は禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	売店
青森市	建物内禁煙 2013.4.		隣接しない喫煙コーナー1	灰皿	勤務時間中禁煙 2013.4.	すべて禁煙	建物内禁煙 2013.4.		売店
盛岡市	喫煙場所を残す	喫煙室3	隣接しない喫煙コーナー0 テラス・ベランダ1	喫煙場所 2012.12.	規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙		売店
仙台市	建物内禁煙		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1、屋上1	灰皿	規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	コンビニ
秋田市	建物内禁煙 2016.5.		喫煙室1、出入口近傍喫煙コーナー0 庁舎裏喫煙コーナー1	灰皿 喫煙場所 2016.4.	規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2016.5.		コンビニ
山形市	建物内禁煙 2005.4.		喫煙室1、隣接しない喫煙コーナー3 出入口近傍喫煙コーナー2	喫煙場所 2013.9.	自粛 2016.7.	一般公用車は禁煙	建物内禁煙 2012.9.		売店
福島市	建物内禁煙 2017.3.		喫煙室1	喫煙場所 2017.3.	勤務時間中禁煙 2011.5.	すべて禁煙	建物内禁煙 2017.3.		売店
水戸市$	検討中 （新庁舎建設中）	なし	出入口近傍喫煙コーナー6		規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙		なし
宇都宮市	建物内禁煙 2012.4.		隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー2		規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2012.4.		売店 自動販売機
前橋市	建物内禁煙 2013.4.		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1、屋上1		節度 2013.4.	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	売店
さいたま市	喫煙場所を残す	喫煙コーナー2	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー0		規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	コンビニ
千葉市	敷地内禁煙化決定 2018.4.		隣接しない喫煙コーナー2→0（予定） テラス・ベランダ1→0（予定）	灰皿	節度 2004.4.	すべて禁煙	敷地内禁煙化決定 2018.4.		なし
横浜市	建物内禁煙 2014.3.		屋上2	灰皿 （喫煙2カ所のうち1）	節度 2016.7.	すべて禁煙	建物内禁煙 2014.3.		コンビニ
新潟市	検討中	喫煙室8 （うち来庁者専用3）			自粛 2008.4.	すべて禁煙	検討中	喫煙室 議員・会派控室	売店
富山市	検討中	喫煙室2 （うち来庁者専用1）	なし		規定なし	一般公用車は禁煙	検討中	喫煙室	売店 コンビニ
金沢市	未検討	喫煙室7 （うち来庁者専用2）	なし	灰皿	規定なし	規定なし	未検討	喫煙室	自動販売機
福井市	検討中	来庁者専用喫煙室1	出入口近傍喫煙コーナー1	喫煙場所 2014.10.	節度 1994.4.	すべて禁煙	未検討	喫煙室 議員・会派控室	自動販売機
甲府市	建物内禁煙 2004.10.		隣接しない喫煙コーナー2	喫煙場所 2013.5.	規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2004.10.		コンビニ
長野市	検討中	喫煙室2	出入口近傍喫煙コーナー1		勤務時間中禁煙 2004.1.	すべて禁煙	検討中	喫煙室	コンビニ
岐阜市	建物内禁煙化決定 2021.1.	喫煙室3 （うち来庁者専用1）	なし		節度 2015.11.	一般公用車は禁煙	建物内禁煙化決定 2021.1.	喫煙室	売店
静岡市	敷地内禁煙化決定 （期日未定）	喫煙室2	テラス・ベランダ1		節度 2012.4.	すべて禁煙	敷地内禁煙化決定 （期日未定）	喫煙室	コンビニ
名古屋市	建物内禁煙 2013.4.		隣接しない喫煙コーナー3		規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2013.4.		コンビニ
津市	喫煙場所を残す	喫煙室3(うち来庁者専用1)	なし	灰皿 喫煙場所 2013.12.	規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	売店
大津市	喫煙場所を残す	喫煙室3 （うち来庁者専用1） 喫煙コーナー1	隣接しない喫煙コーナー1		節度	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	コンビニ
京都市	建物内禁煙 2011.8.		喫煙室1		規定なし	一般公用車は禁煙	建物内禁煙 2011.8.		なし
大阪市	敷地内禁煙 2010.4.		なし		勤務時間中禁煙 2010.10.	すべて禁煙	敷地内禁煙 2012.6.		コンビニ
神戸市	敷地内禁煙 2011.5.		なし		勤務時間中禁煙 2011.5.	すべて禁煙	敷地内禁煙 2011.5.		なし
奈良市	建物内禁煙 2004.6.		テラス・ベランダ1		勤務時間中禁煙 2014.10.	すべて禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	なし
和歌山市	未検討	喫煙室7 （うち来庁者専用1）	なし	灰皿 喫煙場所 2016.4.	節度 2004.9.	すべて禁煙	未検討	本庁舎と共用の喫煙室 議員・会派控室	コンビニ
鳥取市	喫煙場所を残す	喫煙室2	なし		節度 2015.5.	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	売店
松江市	建物内禁煙 2011.8.		隣接しない喫煙コーナー2 出入口近傍喫煙コーナー0、屋上1		節度	すべて禁煙	建物内禁煙 2011.		なし
岡山市	建物内禁煙 2017.11.		出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1		規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2018.1		コンビニ
広島市	建物内禁煙 2008.9.		テラス・ベランダ1 屋上1		節度	すべて禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	なし
山口市	建物内禁煙 2011.4.		喫煙室1、隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3	灰皿	規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2011.4.		自動販売機
徳島市	建物内禁煙化決定 2018.4.	喫煙室11 （うち来庁者専用1）	なし	灰皿 喫煙場所 2012.9	規定なし	一般公用車は禁煙	建物内禁煙化決定 2018.4.	議員・会派控え室	自動販売機
高松市	建物内禁煙化決定 2018.4.	喫煙室4 （うち来庁者専用1）	なし	喫煙場所 2013.3.	節度	すべて禁煙	検討中	喫煙室	売店 自動販売機
松山市	建物内禁煙 2014.4.		屋外閉鎖型喫煙室1 隣接しない喫煙コーナー1 テラス・ベランダ1、屋上2		規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2014.4.		売店 自動販売機
高知市$	検討中 （本庁舎建替中）	喫煙室1	出入口近傍喫煙コーナー1		規定なし	すべて禁煙	検討中	喫煙室	なし
福岡市	建物内禁煙 2018.2.		屋外閉鎖型喫煙室1 隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3、屋上2	灰皿	勤務時間中禁煙 2018.2.	すべて禁煙	建物内禁煙 2018.2.		なし
佐賀市	喫煙場所を残す	来庁者専用喫煙室1	屋上1	灰皿	規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2003.5.		売店 自動販売機
長崎市	検討中	喫煙室6 （うち来庁者専用1）	出入口近傍喫煙コーナー5		規定なし	すべて禁煙	未検討	本庁舎と共用の喫煙室 議員・会派控室	売店 自動販売機
熊本市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー3 テラス・ベランダ1	灰皿	規定なし	すべて禁煙	未検討	喫煙室	売店
大分市	建物内禁煙 2004.4.		隣接しない喫煙コーナー2 テラス・ベランダ7		規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	コンビニ
宮崎市	建物内禁煙 2011.4.		出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1		規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2011.4.		売店
鹿児島市	建物内禁煙 2010.9.		出入口近傍喫煙コーナー9		規定なし	規定なし	建物内禁煙 2010.9.		売店
那覇市	建物内禁煙 2003.6.		屋上1	灰皿	規定なし	一般公用車は禁煙	建物内禁煙 2003.6.		売店

$本庁舎建替え中につき仮庁舎の状況

青文字：昨年度より数が減少した
赤文字：昨年度より数が増加した

*喫煙場所は喫煙場所または喫煙コーナーを指します。

資料3-③　23特別区、政令市の一般庁舎・議会における禁煙実施状況（2018年3月15日時点）

*禁煙実施状況の色分けは、最も状況が悪い場所の色分けを使用しています。

禁煙実施状況	喫煙場所
敷地内禁煙（決定）	敷地内禁煙（決定）
建物内禁煙	建物内禁煙
建物内禁煙化決定	
検討中	喫煙室
未検討	喫煙コーナー
喫煙場所を残す	

勤務中の喫煙	公用車の禁煙化	禁煙実施状況	喫煙場所	タバコの販売
		敷地内禁煙（決定）	敷地内禁煙（決定）	
勤務時間中禁煙	すべて禁煙	建物内禁煙	建物内禁煙	なし
禁煙化決定	禁煙化決定	建物内禁煙化決定	会派控え室のみ	
自粛	一般車両は禁煙	検討中	喫煙室	売店／コンビニ
規定なし	規定なし	未検討	喫煙コーナー	自動販売機
		喫煙場所を残す	会議・委員会室、喫茶店	

	問1-1	問2			問5	問6	問10-1	問10-2	問11
	23特別区：一般庁舎				勤務中の喫煙禁止	公用車	議会棟・フロア		タバコの販売
	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	喫煙場所（屋外）	タバコ産業からの提供			禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	
千代田区	建物内禁煙 2017.12.		テラス・ベランダ1		規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙化決定 2017.12.		売店
中央区	未検討	喫煙室3	なし		規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙コーナー 喫煙室	なし
港区	敷地内禁煙 2016.4.		なし		勤務時間中禁煙 2013.4.	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙コーナー	なし
新宿区	未検討	喫煙室1	出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1		節度	規定なし	喫煙場所を残す	喫煙室	売店
文京区	喫煙場所を残す	喫煙室4	出入口近傍喫煙コーナー1	灰皿	規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	コンビニ
台東区	未検討	喫煙室4		灰皿	規定なし	すべて禁煙	未検討	喫煙室	売店 自動販売機
墨田区	検討中	喫煙室1	隣接しない喫煙コーナー2		規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙コーナー 本庁舎と共用の喫煙室 議員・会派控室	売店
江東区	喫煙場所を残す	喫煙室3 （うち来庁者専用1）	テラス・ベランダ1	灰皿	規定なし	すべて禁煙	未検討	喫煙室 議員・会派控室	売店 自動販売機
品川区	検討中	喫煙室7 （うち来庁者専用2）	なし		規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	コンビニ
目黒区	喫煙場所を残す	喫煙室9	なし		規定なし	規定なし	建物内禁煙 2014.4.		自動販売機
大田区	喫煙場所を残す	喫煙室7	隣接しない喫煙コーナー1	灰皿	規定なし	一般公用車は禁煙	未検討	喫煙室	自動販売機
世田谷区	喫煙場所を残す	喫煙室1	なし		自粛 2011.10.	すべて禁煙	未検討	喫煙室	売店
渋谷区$	喫煙場所を残す	喫煙室3			規定なし	一般公用車は禁煙	未検討	本庁舎と共用の喫煙室	自動販売機
中野区	喫煙場所を残す	喫煙室4 （うち来庁者専用1）	なし	灰皿 喫煙場所 2012.12.	節度	規定なし	未検討	議員・会派控室	コンビニ
杉並区	喫煙場所を残す	喫煙室2	なし		節度 2003.9.	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	なし
豊島区	敷地内禁煙 2015.5.		なし		節度 2011.5.	すべて禁煙	敷地内禁煙 2015.5.		なし
北区	建物内禁煙 2004.6.		隣接しない喫煙コーナー3 出入口近傍喫煙コーナー1 屋上2		規定なし	すべて禁煙	未検討	議員・会派控室 本庁舎と共用の喫煙場所	なし
荒川区	建物内禁煙 2012.3.		出入口近傍喫煙コーナー1		自粛 2012.2.	すべて禁煙	敷地内禁煙2012.3.		なし
板橋区	建物内禁煙 2015.1.		テラス・ベランダ1	灰皿 喫煙場所 2014.12.	自粛・節度	すべて禁煙	建物内禁煙 ？		売店
練馬区	未検討	喫煙室5	なし		規定なし	一般公用車は禁煙	未検討	喫煙室	売店 自動販売機
足立区	建物内禁煙 2011.4.		隣接しない喫煙コーナー1	灰皿	勤務時間中禁煙 2011.4.	すべて禁煙	建物内禁煙 2011.4.		なし
葛飾区	建物内禁煙 2010.1.		出入口近傍喫煙コーナー1 屋上3		勤務時間中禁煙 2016.4.	すべて禁煙	未検討	議員・会派控室	なし
江戸川区	喫煙場所を残す	喫煙室3	なし		勤務時間中禁煙 2015.4.	規定なし	喫煙場所を残す	本庁舎と共用の喫煙室	なし

$本庁舎建替え中につき仮庁舎の状況

青文字：昨年度より数が減少した
赤文字：昨年度より数が増加した

*喫煙場所は喫煙場所または喫煙コーナーを指します。

	政令市：一般庁舎				勤務中の喫煙禁止	公用車	議会棟・フロア		タバコの販売
	禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	喫煙場所（屋外）	タバコ産業からの提供			禁煙実施状況	喫煙場所（屋内）	
札幌市	検討中	喫煙室7	なし	喫煙場所 2015.3.	自粛 2012.10.	一般公用車は禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	売店
仙台市	建物内禁煙		隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー1、屋上1	灰皿	規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	コンビニ
さいたま市	喫煙場所を残す	喫煙コーナー2	隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー0		規定なし	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	コンビニ
千葉市	敷地内禁煙化決定 2018.4.		隣接しない喫煙コーナー2→0（予定） テラス・ベランダ1→0（予定）	灰皿	節度 2004.4.	すべて禁煙	敷地内禁煙化決定 2018.4.		なし
横浜市	建物内禁煙 2014.3.		屋上2	灰皿 （喫煙2カ所のうち1）	節度 2016.7.	すべて禁煙	建物内禁煙 2014.3.		コンビニ
川崎市	未検討	喫煙室2	テラス・ベランダ1		節度	すべて禁煙	喫煙場所を残す	喫煙室	なし
相模原市	検討中	喫煙室8	隣接しない喫煙コーナー1	喫煙場所 2012.11.	節度	すべて禁煙	未検討	喫煙室	なし
新潟市	検討中	喫煙室8 （うち来庁者専用3）			自粛 2008.4.	すべて禁煙	検討中	喫煙室 議員・会派控室	売店
静岡市	敷地内禁煙化決定 （期日未定）	喫煙室2	テラス・ベランダ1		節度 2012.4.	すべて禁煙	敷地内禁煙化決定 （期日未定）	喫煙室	コンビニ
浜松市	建物内禁煙 2011.4.		喫煙室1 屋上1		節度 2011.3.	すべて禁煙	建物内禁煙 2011.4.		コンビニ
名古屋市	建物内禁煙 2013.4.		隣接しない喫煙コーナー3		規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2013.4.		コンビニ
京都市	建物内禁煙 2011.8.		喫煙室1		規定なし	一般公用車は禁煙	建物内禁煙 2011.8.		なし
大阪市	敷地内禁煙 2010.4.		なし		勤務時間中禁煙 2010.10.	すべて禁煙	敷地内禁煙 2012.6.		コンビニ
堺市	建物内禁煙 2014.4.		出入口近傍喫煙コーナー3	灰皿	勤務時間中禁煙 2011.4.	すべて禁煙	建物内禁煙 2017.5.		なし
神戸市	敷地内禁煙 2011.5.		なし		勤務時間中禁煙 2011.5.	すべて禁煙	敷地内禁煙 2011.5.		なし
岡山市	建物内禁煙 2017.11.		出入口近傍喫煙コーナー1 屋上1		規定なし	すべて禁煙	建物内禁煙 2018.1		コンビニ
広島市	建物内禁煙 2008.9.		テラス・ベランダ1 屋上1		節度	すべて禁煙	喫煙場所を残す	議員・会派控室	なし
福岡市	建物内禁煙 2018.2.		屋外閉鎖型喫煙室1 隣接しない喫煙コーナー1 出入口近傍喫煙コーナー3、屋上2	灰皿	勤務時間中禁煙 2018.2.	すべて禁煙	建物内禁煙 2018.2.		なし
北九州市	建物内禁煙 2011.1.		喫煙室2		自粛 2013.1.	すべて禁煙	建物内禁煙 2011.1.		売店
熊本市	建物内禁煙 2012.4.		出入口近傍喫煙コーナー3 テラス・ベランダ1	灰皿	規定なし	すべて禁煙	未検討	喫煙室	売店

青文字：昨年度より数が減少した
赤文字：昨年度より数が増加した

*喫煙場所は喫煙場所または喫煙コーナーを指します。

資料4-1：官公庁の喫煙対策のグッドプラクティス（厚生労働省）

厚生労働省では、2006年から屋内は禁煙化されておりました。2016年11月から喫煙終了後は遠回りして屋内に戻るというルールが始まりました（2016年度版リーフレットで紹介）。
同時に、清掃業者が受動喫煙に曝露されることを防止するために、屋外喫煙コーナーの使用禁止時間も定められました。

近隣の施設の喫煙場所の使用も禁止、というルールも作られました。

喫煙禁止タイムに行くと、写真の様に誰も喫煙しておらず、ルールは守られていました。
喫煙コーナーには、諸外国のタバコのパッケージの警告の写真に和訳が添えられており、喫煙者に禁煙することを促していました。

資料4-2：平成29(2017)年度に屋内全面禁煙化された自治体（福岡市）

福岡市役所には、これまでカーテンを下げただけの喫煙コーナーが7か所ありました。2018年2月1日にすべて撤去されて建物内禁煙となりました。
同時に、勤務時間中の喫煙禁止が導入されました。

屋上に左のような喫煙コーナーが2箇所、新たに作られました。
写真を撮影した時刻は9時15分、勤務時間中は喫煙禁止、というルールは守られていました。

問題点：「ドアは確実に閉めて下さい」とされていますが、誰かが喫煙しているときに次の人が屋上に出てくる際にドアが開きますからタバコ煙は屋内に流れ込みます。

１階の軒下にも左のような喫煙コーナーが設置されました。

問題点：タバコの煙は軒下を横に拡がって近くの出入口から屋内に流れ込んできます。
次のステップとして、大阪市役所の様に敷地内禁煙とすることを次のステップとして検討すると良いでしょう。

市役所前の広場の一角にも喫煙コーナーがありました。

問題点：舗道に近いため市民に受動喫煙が発生します。次のステップとして、敷地内禁煙とすると良いでしょう。

資料5：加熱式タバコの使用状況に関する調査結果（ポスター発表）

男性労働者における
非燃焼・加熱式タバコIQOS（アイコス）の使用者の実態

姜 英[1]、垣内 紀亮[2]、道下 竜馬[1]、大和 浩[1]

[1]産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室
[2]産業医科大学 産業生態科学研究所 作業関連疾患予防学研究室

背景と目的

「火を使わない、煙が出ない、有害性を90%低減」をセールスポイントとした非燃焼・加熱式タバコであるIQOS（アイコス）が2016年4月より全国で販売され、その後、発売されたPloom TECH（プルーム・テック）とglo（グロー）と合わせてその使用者が急増している。

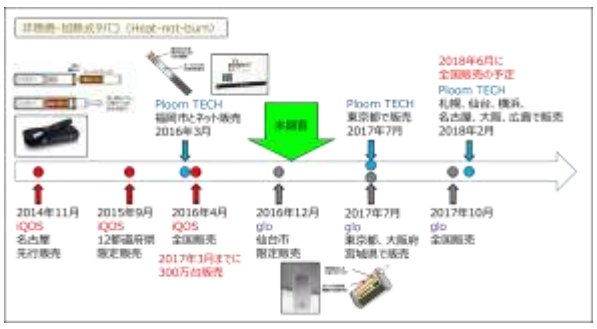

本研究は、IQOSが全国販売から8ヵ月後の使用者の実態を明らかにする。

方法

対象者

九州の某自動車製造業の事業場職員3,221 名
2017年1月に自記式質問紙による調査（回収率 =100%）

除外　外国人：66名；　女性：147名

解析対象者

男性3,008 名
年齢：33.8±7.9歳

① 紙巻タバコとIQOSの使用実態

② IQOSの使用に関連する因子（ロジスティック回帰分析）

IQOSの使用者　VS.　IQOSの未経験者

③ 紙巻タバコの使用者で、IQOSの併用に関連する因子（ロジスティック回帰分析）

紙巻タバコとIQOSの併用者　VS.　紙巻タバコのみ

結果①ー1　紙巻タバコとIQOSの使用状況

紙巻タバコ ＼ IQOS	非使用者	元使用者	現使用者	未回答	計
非使用者	908	1	11	36	**956**
元使用者	345	6	122	15	**486**
現使用者	1,380	46	140	0	**1,566**
計	**2,631**	**53**	**273**	**51**	**3,008**

紙巻タバコ常用者の8.8%
IQOS 常用者の51.1%

iQOSを使用した経験があった326名（10.8%）

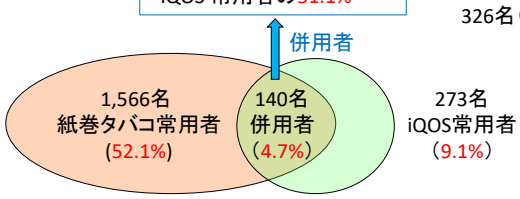

結果①-2　IQOS常用者273名（年齢別、紙巻タバコの使用状況）

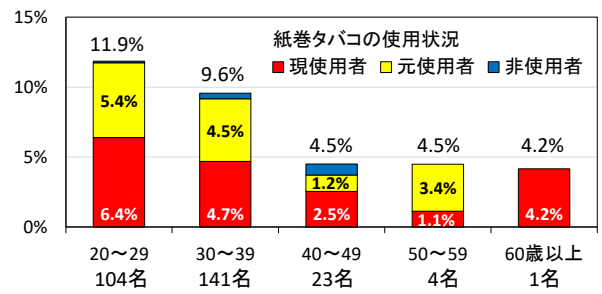

結果②　IQOSの使用に関連する因子
結果③　紙巻タバコの使用者で、IQOSの併用に関連する因子

	結果②	結果③
	IQOS使用者（273名） VS. IQOS未経験者（2,631名）	併用者（140名） VS. 紙巻のみ（1,380名）
	年齢調整オッズ（95%CI）	年齢調整オッズ（95%CI）
職種		
ホワイトカラー	1.00 (reference)	1.00 (reference)
ブルーカラー	1.95 (1.26－3.19)	1.51 (0.79－3.28)
最終学歴		
大学・大学院	1.00 (reference)	1.00 (reference)
専門・短大・高専	1.57 (0.92－2.76)	1.10 (0.51－2.54)
中卒・高卒	1.64 (1.05－2.70)	1.05 (0.56－2.22)
IQOSを使用することは		
「喫煙である」と回答	1.00 (reference)	1.00 (reference)
「喫煙ではない」と回答	1.44 (1.04－1.96)	1.33 (0.88－1.99)
IQOSを禁煙の場所で		
「使用してはならない」と回答	1.00 (reference)	1.00 (reference)
「使用してよい」と回答	2.20 (1.62－2.97)	1.94 (1.28－2.92)
喫煙ステージ		
熟考期	―	1.00 (reference)
前熟考期	―	2.48 (0.99－8.27)
無関心期	―	2.04 (0.80－6.91)

まとめ

九州の某自動車製造業の男性3,008名において、

- 紙巻タバコの現使用者は52.1%
- IQOSの経験者は10.8%、現使用者は9.1%
- IQOSと紙巻タバコを併用する者は全体の4.7%
  （IQOS使用者の65.2%、紙巻タバコ使用者の8.9%に相当）
- IQOSの使用者は主に20代と30代
- 紙巻タバコ未経験者11名（全体の0.4%）はIQOSを常用

- IQOSを使用する者の特徴
  - ◆ ブルーカラー　＞　ホワイトカラー
  - ◆ 中卒・高卒　＞　専門・短大・高専　＞　大学・大学院
  - ◆「IQOSを使用することは“喫煙ではない”」と回答した者
  - ◆「IQOSを禁煙の場所で“使用してよい”」と回答した者

- 紙巻タバコの使用者において、IQOSを併用する者の特徴
  - ◆ 喫煙ステージ：前熟考期　＞　無関心期　＞　熟考期
  - ◆「IQOSを禁煙の場所で“使用してよい”」と回答した者

今後、gloとPloom TECHを含む加熱式タバコの使用状況を把握すること、その使用者に正しい情報を提供し、禁煙外来へ誘導することが必要であると考えられた。

謝辞

本研究は、AMEDの「公共的な空間におけるたばこ等から生じる有害物質による健康障害の予防法の開発に関する研究」、産業医科大学の「平成29年度産業医学・産業保健重点研究」の支援によって行われた。

資料6：厚生労働省「望まない受動喫煙」対策の基本的考え

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

健康・医療　受動喫煙対策

健康増進法の一部を改正する法律案（平成30年３月９日閣議決定)概要

健康増進法の一部を改正する法律案　概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第１】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第２】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第３】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

１．国及び地方公共団体の責務等

(1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

(2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

1

２．多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

(1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。

(2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 （敷地内禁煙（※１））	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道 飲食店	原則屋内禁煙 （喫煙専用室（喫煙のみ）内でのみ喫煙可）	【加熱式たばこ（※2）】 原則屋内禁煙 （喫煙室（飲食等も可）内での喫煙可）	別に法律で定める日までの間の措置 既存特定飲食提供施設 （個人又は中小企業（資本金又は出資の総額5000万円以下（※3）） かつ　客席面積100m²以下の飲食店） 標識の掲示により喫煙可

※１　屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
※２　たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこととして厚生労働大臣が指定するもの。
※３　一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

(3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。

(4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。

(5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

３．施設等の管理権原者等の責務等

(1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。

(2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

４．その他

(1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。

(2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。

(3) 法律の施行後５年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年４月１日（ただし、１及び２(5)については公布の日から起算して６月を超えない範囲内において政令で定める日、２．A二重線部の施設に関する規定については公布の日から起算して１年６月を超えない範囲内において政令で定める日）

2

- 健康増進法の一部を改正する法律案　概要[410KB]
- 健康増進法の一部を改正する法律案はこちら

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

○　施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、受動喫煙対策法案の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
○　なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は１ランク上がることとなる。

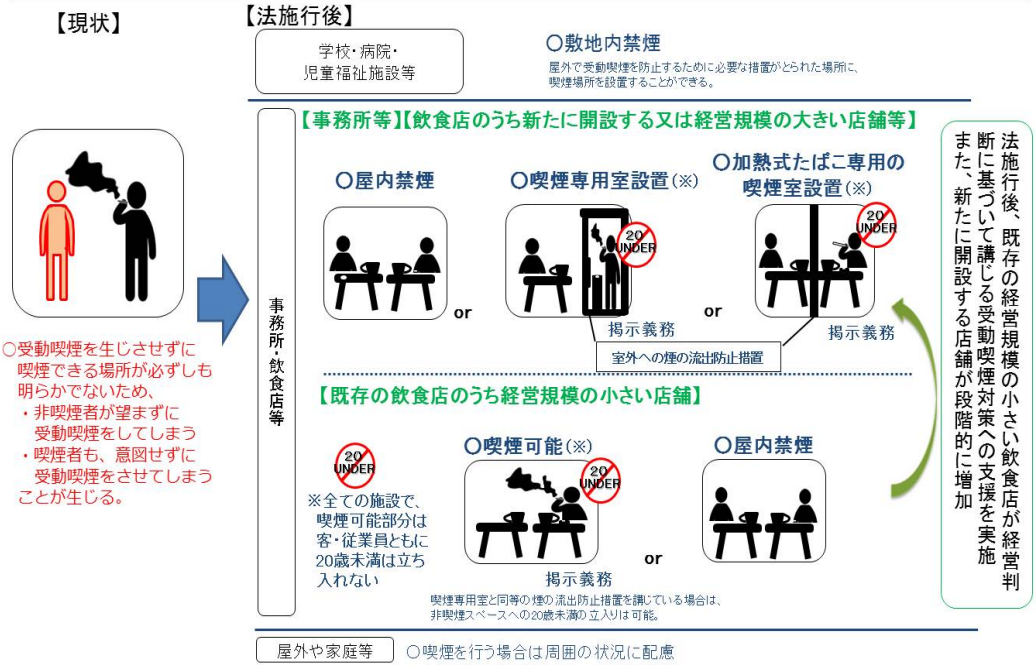

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか[430KB]

国及び地方公共団体の責務について

国及び地方公共団体の責務について

１．国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

①周知啓発
　国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資材の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。
②喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置
　飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。
　また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。
③屋外における分煙施設
　屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

２．国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

（考えられる協力の例）
○　事業主団体等を通じた周知
　飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

○　民間の飲食店情報サイトへの協力依頼
　屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

３．国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

○　加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

国及び地方公共団体の責務について[342KB]

既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

＜考え方＞

○ 既存の飲食店（※）のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。

※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設

○ その際、特例の対象か否かが変動することがないよう配慮することが必要であることから、**「経営規模」については、「売上げ」ではなく、「資本金」及び「面積」で判断する**。

○ **資本金については**、中小企業基本法における中小企業（飲食店）の定義などを踏まえ、**「資本金5,000万円以下」を要件とする**。

※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。

○ また、「資本金5,000万円以下」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、**「客席面積１００㎡以下」を要件とする**。

○ また、**「既存の飲食店」について**、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、**①事業の継続性、②経営主体の同一性、③店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断する**。

＜範囲＞

○ **既存特定飲食提供施設（中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの）**として、措置の対象となる店舗は、**最大で飲食店全体の約５．５割程度**と推計（※1）。

○ なお、飲食店のうち、新たに出店した店舗は、２年間で全体の約２割弱、５年間で約３割強（※2）。

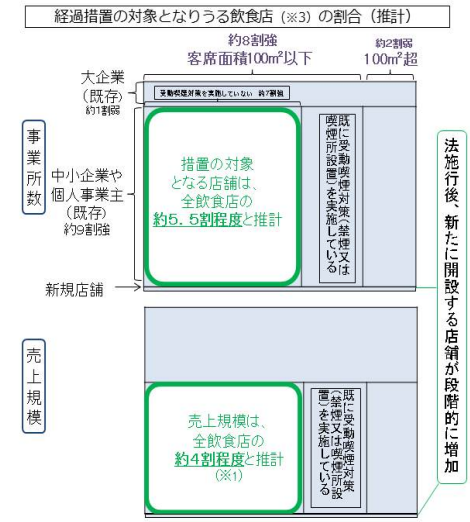

※1）平成29年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書（東京都）・平成27年度健康資源・環境整備状況調査（愛媛県）・平成26年度受動喫煙防止対策実態調査（山形県）等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23～26年度生活衛生関係営業経営実態調査の回答結果をもとに仮定をおいて推計。
※2）平成18年事業所・企業統計調査～平成26年経済センサス基礎調査。
※3）経済センサス基礎調査における飲食店（食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等）

既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について[574KB]

本法案における義務内容及び義務違反時の対応について

本法案における義務内容及び義務違反時の対応について

○ 本法案においては、以下の義務を課すこととしている。
【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
【施設等の管理権原者等】③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止
④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと　等

○ 義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限って、罰則（過料）を適用する。

＜義務違反時の対応＞

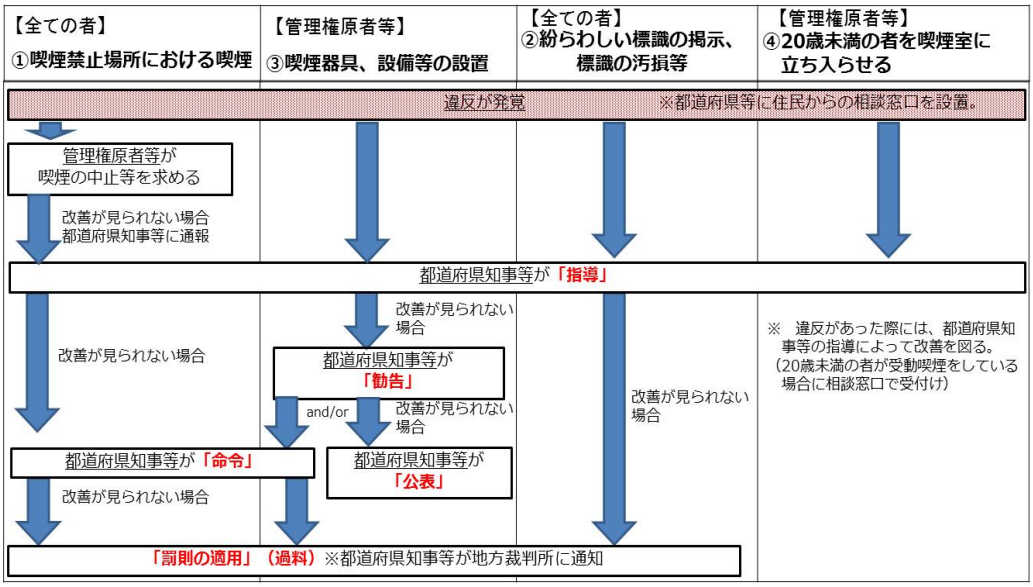

本法案における義務内容及び義務違反時の対応について[470KB]

従業員に対する受動喫煙対策について

従業員に対する受動喫煙対策について

○　多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

1　20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2　関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記１の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。(今回の法律とは別に関係省令等により措置)

（参考）　ガイドラインに盛り込む措置の例

① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者等の保護のための措置

従業員に対する受動喫煙対策について[389KB]

施行スケジュールについて

施行スケジュールについて

○　施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。

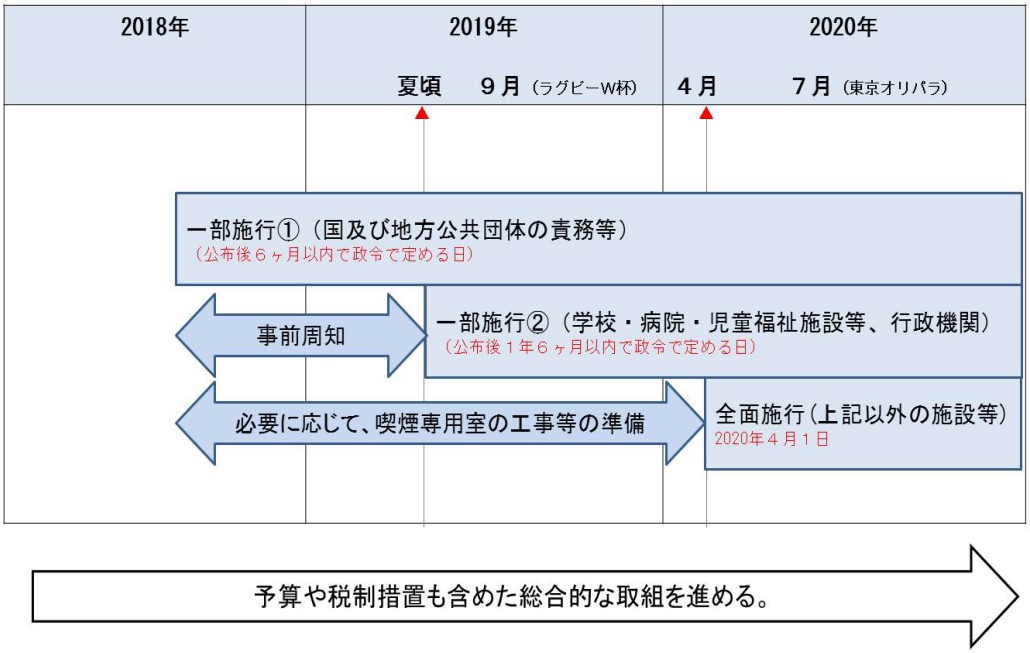

施行スケジュールについて[358KB]

資料7 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」の意義

日本禁煙推進医師歯科医師連盟が発行する日本禁煙医師連盟通信（第26巻第3号）に千葉県の歯科医、佐藤太吾先生と中久木一乗先生から「小学3年生の『歯の健康教室』における防煙教育」という論文が掲載されました。

小学生3年生の受動喫煙について以下のことが述べられています（図）。

・44%は家族に喫煙者が居ること
・16%の家庭ではリビングに常に灰皿があること
・21%の子どもは自家用車内で受動喫煙に曝露されていること
・16%の子どもはレストランで喫煙席に連れて行かれること

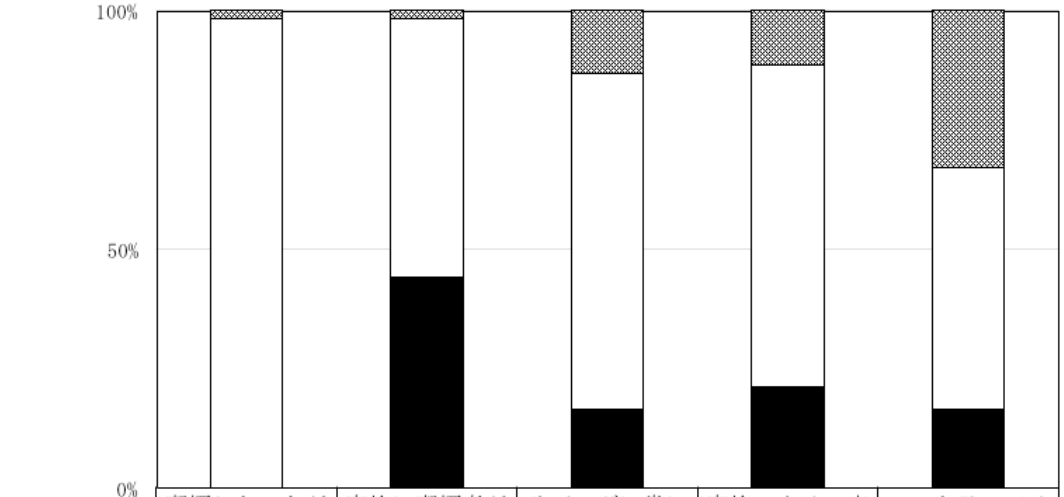

	喫煙したことがある	家族に喫煙者がいる	リビングに常に灰皿がある	家族の人は、車内で喫煙する	レストランでは喫煙席に行く
わからない	1.6%	1.6%	13.1%	11.5%	32.8%
いいえ	98.4%	54.1%	70.5%	67.2%	50.8%
はい	0.0%	44.3%	16.4%	21.3%	16.4%

図. 児童の能動・受動喫煙の状況

メディアでは「法や条例による規制が家庭に入りこむのか」とこの条例を批判する報道もありました。しかし、子どもの周囲で喫煙することで成長期の子どもは高い濃度の受動喫煙に曝露されます。海外では多くの国や州で未成年者が同乗する自家用車で喫煙は「虐待」として禁止されています。

次頁以降の記事（北九州市医師会報、平成29年12月号）をみれば、自宅内、レストラン、自家用車内での保護者の喫煙を禁止する規制が必要であることが分かって頂けると思います。多くの自治体で同様の規制が行われ、最終的には国全体の法律として規制すべきです。

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その38)
・「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」可決
・都の条例にＪＴがコメント

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所
健康開発科学研究室　教授
大和　浩

①「子どもの保護は社会全体の責任」

標記の条例が可決されました。詳細は東京都議会のＨＰに公開されています。
http://www.gikai.metro.tokyo.jp/bill/2017/3-2.html

先月号で紹介した官公庁や飲食店等の公共的な空間の受動喫煙の防止を目的とした罰則のある「東京都受動喫煙防止条例（仮称）」は来年２月の都議会に上程される予定です。９月に可決されたのは、自宅や自家用車内での受動喫煙から子どもを守るために作られた罰則のない啓発的な条例です。

飲食店を禁煙化する条例にはタバコ産業と飲食店業界から強い反発が発生しますが、「子どもを守る」ことには反対する業界は存在しません。子どもを守る条例が施行され、吸えない場所が増えることで「受動喫煙は健康に悪い」という意識が高まり、屋内をすべて禁煙化する法律・条例につながることが期待されます。

まず、前文は以下の通りです。今回の条例の必要性について、私たちが集めたデータをもとに解説します（都条例を引用している枠囲みは原文どおり「たばこ」とひらがな表記し、また、読みやすくするために一部の文言を省略しています）。

たばこの煙がたばこを吸う人だけでなく、周囲の人の生命及び健康にも悪影響を及ぼすことが明らかとなっており、これまで以上に都民の関心を高め、理解を深め、社会全体の共通認識を広げていく必要がある。

とりわけ子どもについては、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難であり、保護の必要性が高い。

また、子どもは社会の宝、未来への希望であり、全ての子どもが安心して暮らせる環境を整備することは、社会全体の責務である。

このような認識の下、都において子どもの受動喫煙からの保護を一層図るべく、この条例を制定する。

まったくその通りだと思います。子どもを乗せた自家用車で喫煙する保護者を見て、心を痛めている医師は多いことと思います。

第一条　目的

この条例は、子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための措置を講ずることにより、子どもの心身の健やかな成長に寄与するとともに、現在及び将来の都民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的とする。

第二条　用語の定義（下線は筆者）

一　たばこ　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に規定する製造たばこ又は同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品で、喫煙用に供されるものをいう。

二　喫煙　たばこに火をつけ、又はこれを加熱し、その煙を発生させることをいう。
三　受動喫煙　他人が発生させるたばこの煙又はたばこを吸っている他人の呼気に含まれる煙（肉眼で見える煙に限らず、残留するたばこの臭気その他の排出物を含む。）にさらされることをいう。
四　子ども　児童虐待防止法に規定する児童をいう。
五　保護者　児童虐待防止法第二条に規定する保護者をいう。
六　家庭等　子どもが住所又は居所として継続的に居住する場所をいう。
七　学校　幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校等をいう。
八　児童福祉施設　児童福祉法第七条第一項に規定するものをいう。
九　関係機関等　学校、児童福祉施設、医療機関等、子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員をいう。

本誌９月号で紹介した加熱式タバコ、つまり、iQOS（アイコス）、Ploom TECH（プルームテック）、glo（グロー）も含まれること、また、喫煙者の呼気に含まれるタバコ臭（三次喫煙）も条例の対象であることが明記されています。

第三条　都民の責務
都民は、受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるとともに、いかなる場所においても、子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。
２　都民は、都が実施する子どもの受動喫煙の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第四条　都の責務
都は、子どもの受動喫煙を防止するための環境の整備に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条　推進体制の整備
都は、都民、区市町村及び関係機関等と連携し、及び協力して、子どもの受動喫煙の防止に関する必要な施策を推進するための体制を整備するものとする。

第三～五条は普通のことが書かれています。「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」の本領発揮は第六条以降です。

第六条　家庭等における受動喫煙防止等
保護者は、家庭等において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。
２　喫煙をしようとする者は、家庭等において、子どもと同室の空間で喫煙をしないよう努めなければならない。

本シリーズで繰り返し解説しているように、タバコの燃焼によって発生する煙も微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）です。一般家庭の６畳の個室で１本の喫煙をした場合の$PM_{2.5}$濃度は600～700μg/m^3に達しました。これは、大気汚染が最もひどくなる１月の北京市の$PM_{2.5}$の汚染状況に相当します。ドアや襖の隙間から隣のリビングに拡散した$PM_{2.5}$も200μg/m^3に達しました**図１（24ページ参照）**。幼稚園の先生から「子どもを抱き寄せたときや幼稚園バッグを開いたらタバコの臭いがする」と聞いたことがあります。きっと保護者が家庭内で喫煙しているのでしょう。このような高濃度のタバコ煙の曝露（ばくろ）は**虐待**に相当します。子どもが青あざをつけて幼稚園や学校に来れば、先生から児童相談所や市町村に通報されます。そのような家庭環境から子どもたちを守るための条例です。

第七条　家庭等の外における受動喫煙防止
保護者は、家庭等の外においても、受動喫煙を防止する措置が講じられていない施設又は喫煙専用室その他の喫煙の用に供する場所に、子どもを立ち入らせないよう努めなければならない。

数年前、ファミリーレストランの受動喫煙の曝露濃度の調査をした際、**図２（24ページ参照）**のように子どもを連れて喫煙席で食事をする一家を目撃しました。その時の喫煙席の$PM_{2.5}$の濃度が右の

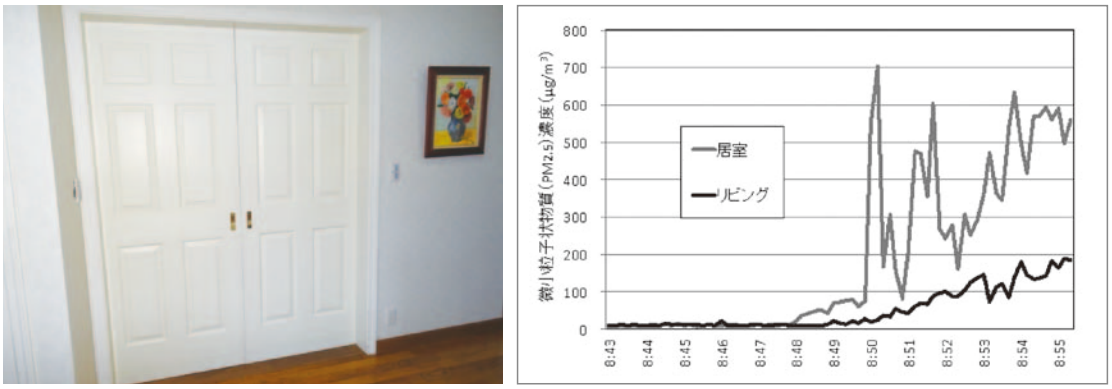

図１. 個室で喫煙した場合のリビングの汚染（受動喫煙）

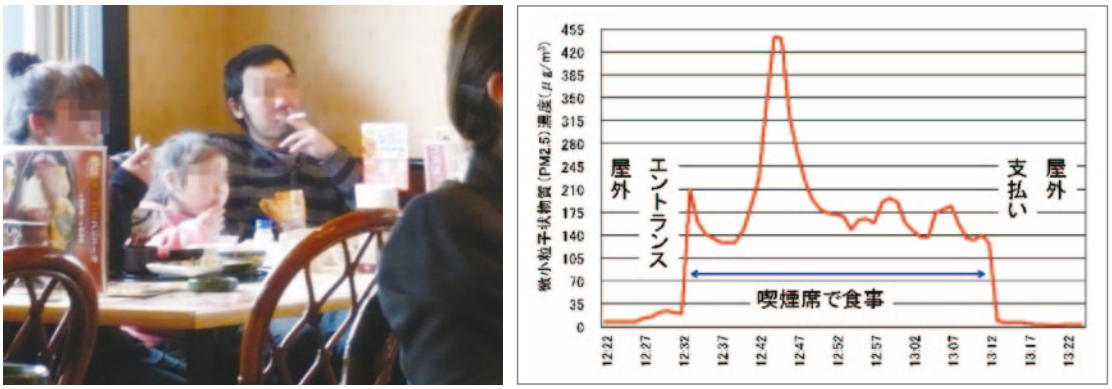

図２. ファミリーレストランの喫煙席の子連れの家族

グラフです。きっと、家庭内でも同じように喫煙しているのでしょう。今後、東京都で子どもを連れていた場合、ファミリーレストランの喫煙席には案内されなくなり、心が痛むような光景が減ることでしょう。

> *第八条　自動車内における喫煙制限*
> *喫煙をしようとする者は、子どもが同乗している自動車内において、喫煙をしないよう努めなければならない。*

自動車内で喫煙した場合の受動喫煙の曝露濃度を測定したところ、窓を全開してもPM2.5で500μg/m³、窓を閉めると3000μg/m³に達しました。全部で８パターンの測定をしていますので、**資料＝（27 ～ 28ページ参照）**をご覧ください。条例があれば、子どもを乗せて喫煙する保護者を注意することができます。イギリス、カナダ、オーストラリアやアメリカの多くの州では、罰則付きの法律で未成年者が同乗する車内での喫煙を禁止しています。わが国でもそうすべきです。

> *第九条　公園等における受動喫煙防止*
> *喫煙をしようとする者は、公園、児童遊園又は広場等において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。*

屋外で風下に流れるタバコ煙の濃度を測定したところ、25メートル離れていても測定器で$PM_{2.5}$を感知しました（**図３**）。実際には、測定器よりもヒトの鼻の方が敏感です。特に、都会ではオフィスが禁煙化されたことで公園に喫煙者が集まって喫煙コーナー化している事例を見かけます。東京都港区では条例により公園は禁煙とされています（**図４**）。「北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例」で「道路、公園その他の公共場所」で喫煙をしないように努めなければならない、とされています。どの公園にも港区のように大きな文字

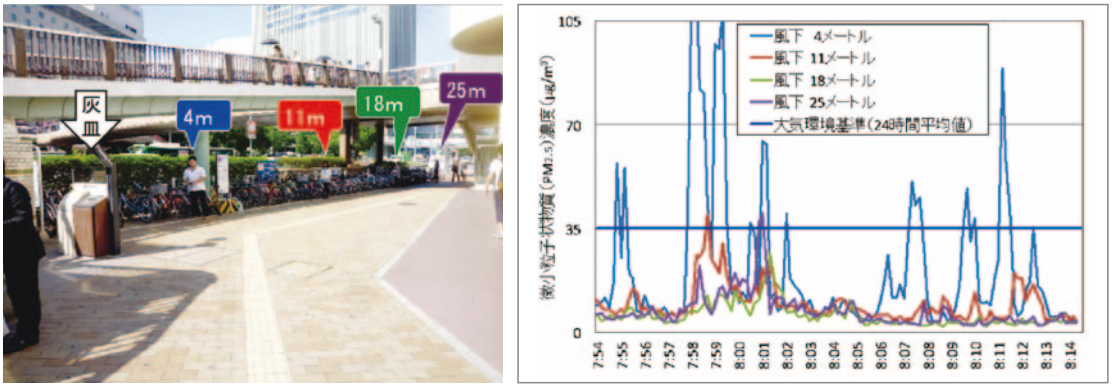

図３. 灰皿から風下25メートルでも明らかな受動喫煙発生

で「全面禁煙」と掲示して禁煙を徹底して欲しいと思います。

> *第十条　学校等周辺の受動喫煙防止*
> *喫煙をしようとする者は、学校、児童福祉施設その他これらに準ずるものの周辺の路上において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。*

本誌2016年８月号で紹介したように北海道美唄市は条例で「校門を中心とする100メートル以内の路上では受動喫煙を防止するよう努めなければならない」とされています。校門のすぐ外で喫煙していた先生も、この条例ができれば自宅に帰るまで我慢せざるを得なくなり、禁煙を達成できるのではないでしょうか。運動会などの行事で校門のすぐ外に灰皿を置くこともできなくなり、保護者への啓発効果も期待できます。

> *第十一条　小児医療施設周辺の受動喫煙防止*
> *喫煙をしようとする者は、小児科又は小児歯科の病院又は診療所その他これらに準ずるものの敷地の外周から七メートル以内の路上において、子どもの受動喫煙防止に努めなければならない。*

小児医療施設を特別に規制の対象としていることは本条例のユニークな点です。小児科のクリニックだけでなく、総合病院にも小児科はありま

図４.　東京都港区では条例により公園は全面禁煙

すので、大規模病院の悩み、敷地境界で喫煙する患者さんや見舞客にも「都条例ですから吸わないでください」と注意しやすくなることでしょう。

> *第十二条　啓発等*
> *都は、子どもの受動喫煙を防止するため、受動喫煙の有害性、禁煙の効果及び禁煙治療に関する知識の普及啓発を講ずるものとする。*
> *２　都は、子どもの受動喫煙を防止するための助言、支援その他の必要な施策を講ずるものとする。*
> *第十三条　教育*
> *都は、学校教育、社会教育その他の教育の場において、受動喫煙の有害性及び受動喫煙の防止に関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。*

附則
１　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
２　都は、この条例の施行の日から起算して一年後に、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

提案理由
子どもの心身の健やかな成長のため、子どもを受動喫煙から保護するための措置を講ずる必要がある。

「提案理由」の精神を貫き、「啓発」と「教育」に努めて欲しいと思います。

②「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」に対するＪＴのコメント

子ども守ることには賛成するポーズを示しながら、以下の反対意見をＨＰに表明しました。

・加熱式タバコは規制から除外すべし
・受動喫煙の定義から「残留するたばこの臭気その他の排出物」を削除せよ
⇒これまでＪＴは「受動喫煙の有害性は科学的に証明されていない」と主張していましたが、加熱式タバコは規制から免除して欲しい、と戦略を変えたようです。
・「18歳未満」と特定の年齢で線を引くことは不適当
・家庭内、家庭外、自動車、公園、学校や小児医療施設周囲という場所ごとの措置は不適当
・特に、家庭内や自動車内の私的空間への規制には合理的な理由が必要
⇒以上３点は少しでも規制の対象を減らしたい、というタバコ産業の悲鳴です。本誌2018年６月号でも紹介したようにスクリーミング反応に陽性です（タバコ産業が反対を表明する対策は喫煙率を減少させる有効な対策）。条例どおり粛々と進めて欲しいと思います。
・「禁煙の効果、禁煙治療に関する知識の普及啓発」は、子どもを対象とした条例には不要
⇒こんな難癖の付け方もあるものか、と逆に感心しました。

北九州市でも同様の「子どもを守る条例」が必要だと思います。本医師会から市に働きかけられないものでしょうか。

資料１

資料：自家用車内で喫煙した場合の同乗者の受動喫煙

<測定機器> デジタル粉じん計（TSI社製、Sidepak AM510）を用い、
車内の微小粒子状物質（PM2.5）濃度（μg/m3）を10秒毎の平均値を記録した。
<使用車両>5人乗り、普通乗用車
<測定位置> 助手席、後部座席中央で顔の高さに固定
＜エアコン＞換気モードに設定

大和　浩. タバコ煙という微小粒子状物質（PM2.5）への曝露の実態
日本小児禁煙研究会雑誌. 第4巻, 第2号, 91-103, 2014

①すべての窓を閉鎖

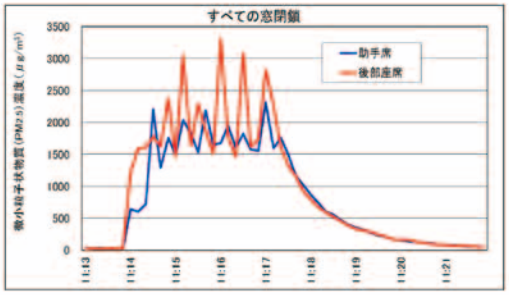

②運転席の窓を10cm開

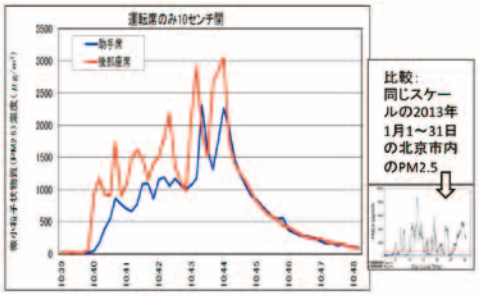

③運転席の窓10cm開＋助手席側の窓10cm開

資料２

自家用車内で喫煙した場合の同乗者の受動喫煙（続き）

④運転席の窓10cm開＋後部席左側の窓を10cm開

⑤すべての窓を全開

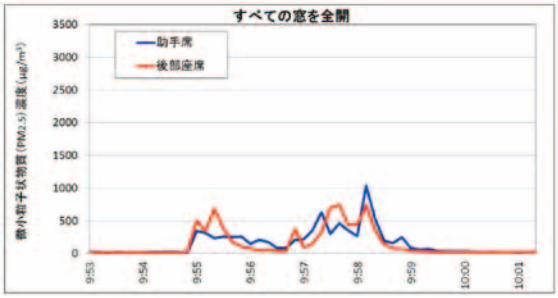

⑥運転席の窓を全開とし、タバコを持った手を窓の外に出す

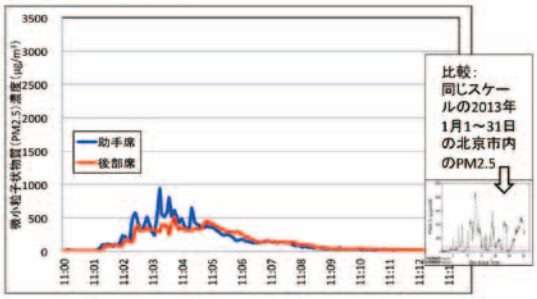

⑦運転席の窓を全開とし、タバコを持った手を外に出し、外に向かって煙を吐き出す

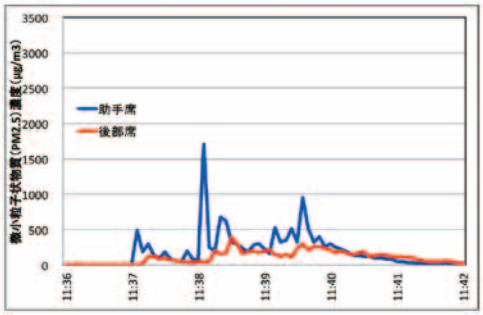

このリーフレットは、平成29(2017)年度日本医療開発機構研究費
「公共的な空間におけるたばこ等から生じる有害物質による健康障害の予防法の開発に関する研究」
の助成により作られました。

関連するURL
喫煙対策全般：http://www.tobacco-control.jp/
　各種資料、スライド、動画等のダウンロードが出来ます
日本禁煙推進医師歯科医師連盟： http://www.nosmoke-med.org/

問い合わせ先：
807-8555　北九州市八幡西区医生ヶ丘1−1
産業医科大学　産業生態科学研究所　健康開発科学研究室
ダイヤルイン：093-691-7473、FAX: 093-602-6395
電子メール（大和　浩）： yamato@med.uoeh-u.ac.jp